

【改定案】

魚沼市国土強靭化地域計画

令和8年度～令和12年度

(2026年度～2030年度)



魚 沼 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
第2章 本市の概況と特性	3
1. 自然的条件	3
2. 社会的条件	4
3. 防災対策の状況	6
4. 近年の災害履歴	9
第3章 国土強靭化の基本的な考え方	11
1. 基本目標	11
2. 事前に備えるべき目標	11
3. 想定される自然災害(リスク)	11
第4章 リスクシナリオ・施策分野の設定	12
1. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	12
2. リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定	13
第5章 脆弱性の評価	15
1. 脆弱性の考え方	15
2. 脆弱性評価の実施手順	15
3. 脆弱性評価の結果(課題の抽出)	15
第6章 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	23
第7章 計画の推進と見直し	36
1. 優先的に取り組む方策	36
2. 計画の推進	37
3. P D C A サイクルによる施策の推進	37
4. 推進体制	37
5. 計画の見直し	37

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

国では、東日本大震災などの教訓を踏まえ、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)を制定するとともに、平成26(2014)年6月には、基本法に基づき国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画(以下「国基本計画」という。)」を策定しました。**その後、令和5(2023)年7月に基本法改正に伴い国基本計画が見直され、加えて令和7(2025)年6月に「第1次国土強靭化実施中期計画(以下「国中期計画」という。)」を定めたところです。**

また、新潟県においても、平成28(2016)年3月に「新潟県国土強靭化地域計画(以下「県地域計画」という。)」を策定、**令和8(2026)年3月に改定するなど**、県土の全域にわたる強靭な地域づくりに向けた取組を進めています。

本市においても基本法に基づき、国基本計画及び県地域計画との整合・調和を図りながら、計画期間を令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5か年とする「魚沼市国土強靭化地域計画」を令和3(2021)年3月に策定し、いかなる自然災害が発生しても、人命を守り、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進してきました。

この度、終期の到来に伴い、国基本計画、国中期計画及び県地域計画との整合を図るとともに、近年激甚化・頻発化する自然災害への対応や本市の特性や地域の実情なども踏まえ、新たな「魚沼市国土強靭化地域計画(以下「本計画」という。)」として改定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靭化地域計画」であり、本市における国土強靭化に関し、市政の最上位計画である**「第三次魚沼市総合計画」**との整合を図りながら、魚沼市地域防災計画を始めとした各分野別計画の指針となるものです。

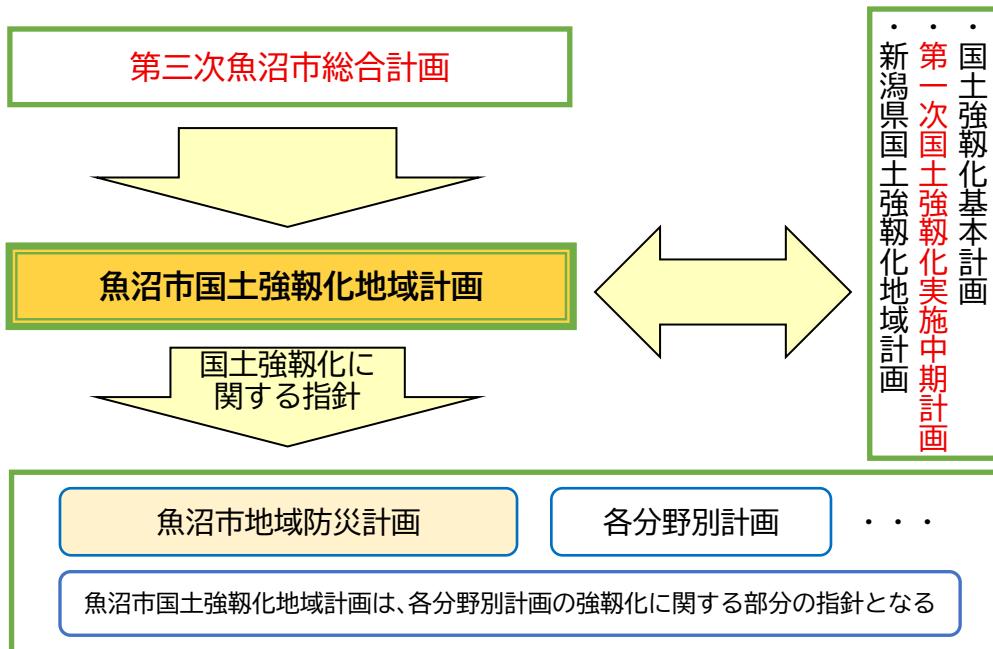


図. 計画の位置づけ

表. 本市の国土強靭化地域計画と地域防災計画の関係

計画	魚沼市国土強靭化地域計画	魚沼市地域防災計画
対象のリスク	大規模自然災害全般を想定	風水害、地震や大規模事故などの「リスク」を特定
特徴	どのような事が起きようとも、人命を守り、地域経済への被害が致命的なものにならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた強靭なまちをつくりあげるため、平時からの取組を幅広く位置づけた、長期的なまちづくりの方針性を示す計画	災害の種類ごとに、主に災害発生時・発災後の組織体制や役割分担、経過時間ごとの取組などの対応について具体的な対策を取りまとめた計画 【計画の種類】 ・風水害対策編 ・震災対策編 ・原子力災害対策編
施策の推進方針	強靭化すべき分野を特定し、脆弱性評価、施策の重点化を図る。	—

3. 計画の期間

本計画は、魚沼市総合計画との整合を図るため、第三次魚沼市総合計画前期基本計画の計画期間に合わせ、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

第2章 本市の概況と特性

1. 自然的条件

(1) 位置、地勢

本市は新潟県の南東部に位置し、福島県と群馬県の県境に接しています。総面積946.76km²で、新潟県全体の7.5%を占めています。西を魚沼丘陵、東を越後山脈に挟まれた魚沼盆地の北方に位置する本市は、夏は高温多湿、冬は3mもの積雪がある豪雪地帯です。

関越自動車道が横断しており、魚沼IC、堀之内ICが設置されています。近くに上越新幹線浦佐駅もあり、首都圏、県内主要都市までの交通は便利です。

そのほかに、東京～新潟を結ぶ国道17号(三国街道)、福島県へ連絡する国道252号(六十里越)、352号(銀山街道、枝折峠)などが通っています。

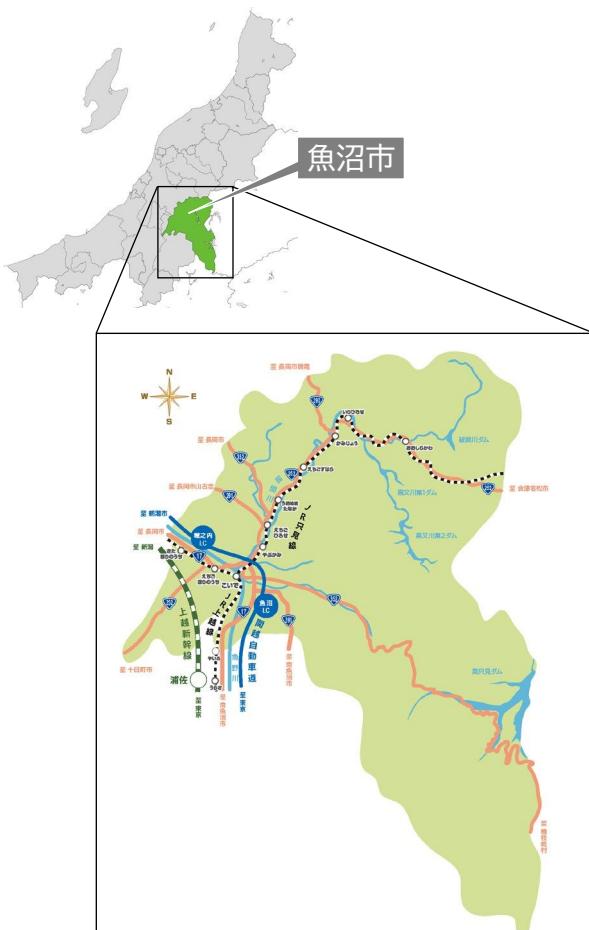


図. 広域的位置、交通アクセス
[出典：魚沼市ホームページ]

(2) 土地利用

本市の土地利用現況は、右図に示すとおりで、雑種地その他が市全域の7割以上を占める中、山林が約18.5%、田が約3.9%などとなっています。

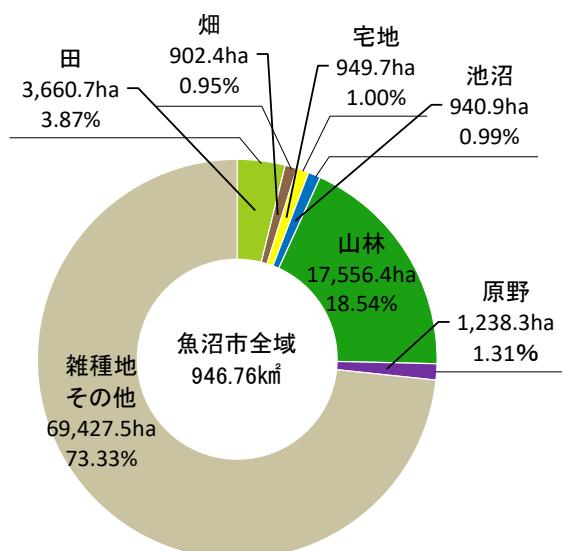


図. 土地利用面積割合

[資料：新潟県統計書(令和6(2024)年)]

2. 社会的条件

(1) 総人口・世帯数

本市の平成7(1995)年から令和2(2020)年までの国勢調査による人口、世帯数及び世帯人員の推移を見ると、経年的に人口減少が続く中、世帯数についても平成17(2005)年以降は減少傾向に転じており、世帯人員も減少しています。

令和2(2020)年では、人口は34,483人、世帯数は12,703世帯、世帯人員は1世帯当たり2.7人となっています。

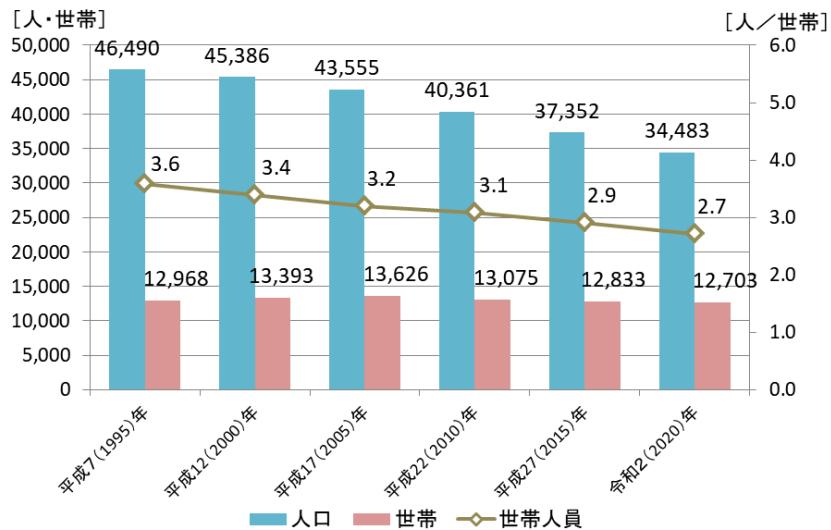
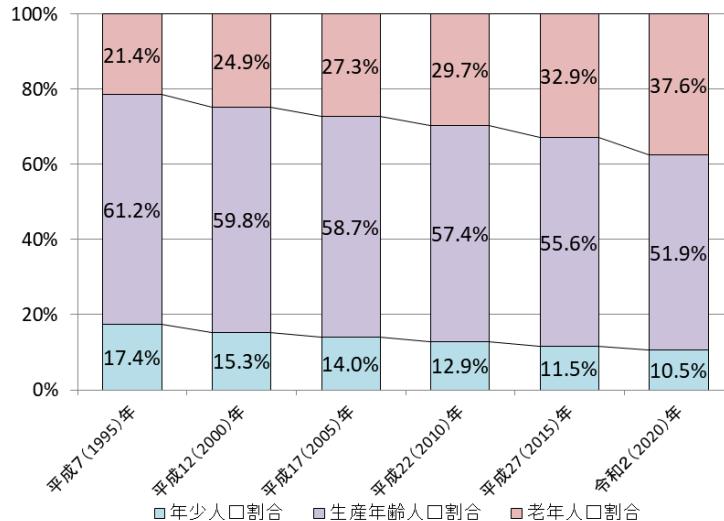


図. 人口、世帯数、世帯人員の推移 [資料：各年国勢調査]

(2) 年齢3区分別人口

本市の平成7(1995)年から令和2(2020)年までの国勢調査による年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口割合はいずれも減少傾向にあります。

その一方、老人人口の割合は増加傾向が強く、令和2(2020)年では全体の約38%を占めています。



[資料：各年国勢調査]

(3) 産業別就業人口

本市の令和2(2020)年の国勢調査による産業別就業人口を見ると、第1次産業の就業人口が全体の約9%、第2次産業が約33%、第3次産業が約58%となっています。

新潟県、全国と比較すると、本市は特に第1次産業の就業人口割合が高いことが特徴となっています。

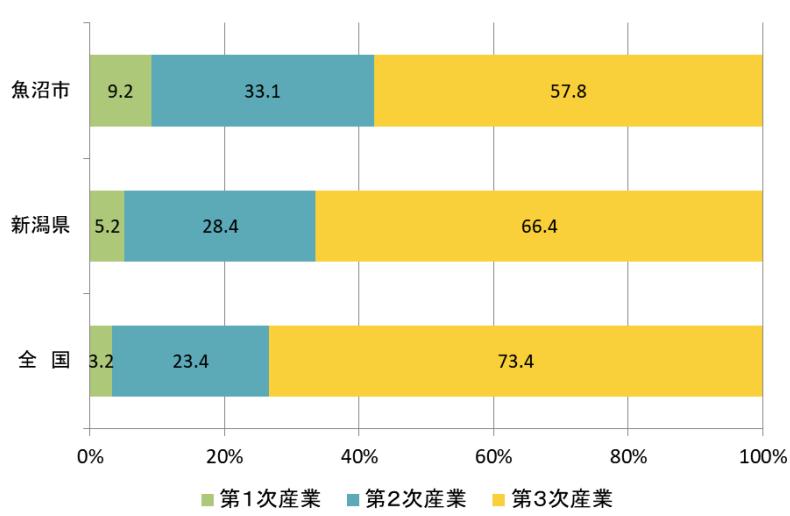


図. 産業別就業人口の推移

[資料：令和2年国勢調査]

3. 防災対策の状況

(1) 避難所等

本市では、洪水・土砂災害、地震の際に避難する目安として、緊急避難場所と一般避難所及び福祉避難所を指定しています。

表. 指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所

地域	施設・場所名	対象とする災害の種類			緊急・一般 避難 場所	福祉 避難 所
		洪水	土石流 等	地震		
堀之内	堀之内なかよし保育園	○	○	○	○	○
	県立堀之内高等学校	○	○	○	○	—
	日本ウェルネススポーツ専門学校(旧原小学校)	○	○	■	○	—
	奥只見レクリエーション都市公園花と緑と雪の里管理棟	○	○	○	○	—
小出	魚沼市総合体育館	○	○	○	○	○
	魚沼市響きの森文化会館	○	○	○	○	—
	子育ての駅かたっこり	○	○	○	○	—
	干溝体育館	○	▲	○	○	—
	伊米ヶ崎小学校	▲	○	○	○	—
	小出老人福祉センター	○	○	○	○	—
	県立小出特別支援学校	○	○	○	○	—
	魚沼学園	○	○	■	○	—
湯之谷	湯之谷小学校第2体育館(旧井口小学校)	○	○	○	○	—
	湯之谷中学校	○	▲	○	○	○
	湯之谷小学校	○	○	○	○	—
	大沢ふれあい体育館	○	○	■	○	—
	東湯之谷体育館	▲	○	■	○	—
広神	広神農村環境改善センター	○	○	■	○	—
	広神西小学校	▲	○	○	○	—
	ふたば西保育園	○	▲	○	○	—
	広神中学校	▲	○	○	○	—
	広神体育センター	▲	○	○	○	○
	ふたば東保育園	○	○	○	○	—
	広神東小学校	○	○	○	○	—
守門	須原小学校	○	▲	○	○	—
	魚沼北中学校	○	▲	○	○	—
	福山体育館	○	○	○	○	—
	上条体育館(旧上条小学校)	○	▲	■	○	—
	守門農村環境改善センター	▲	▲	○	○	—
	守門健康センター	○	▲	○	—	○
入広瀬	入広瀬小学校	○	▲	○	○	—
	入広瀬スポーツセンター	○	○	○	○	—
	みずほ会館	○	▲	■	○	—
	入広瀬山菜会館	○	▲	○	○	—
	寿和ホーム	○	▲	○	—	○

[資料：魚沼市洪水・土砂災害ハザードマップ]

▲：家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等にかかっているため、災害の状況によっては利用が制限される場合があるもの

■：旧耐震基準の建物で耐震補強されていない施設であるため、災害の状況によっては利用が制限される場合があるもの

(2) 水害・土砂災害対策

本市では、市内9河川(魚野川・破間川・佐梨川・羽根川・田河川・三用川・水無川・和田川・西川)及び中小河川の最大想定規模(1,000年に1度の大河)による浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域、避難所等を、おおむね小学校区ごとにまとめたハザードマップを作成し、市役所を始め公民館等において市民に配布し、災害リスクの周知及び市民の防災意識の向上を行っています。

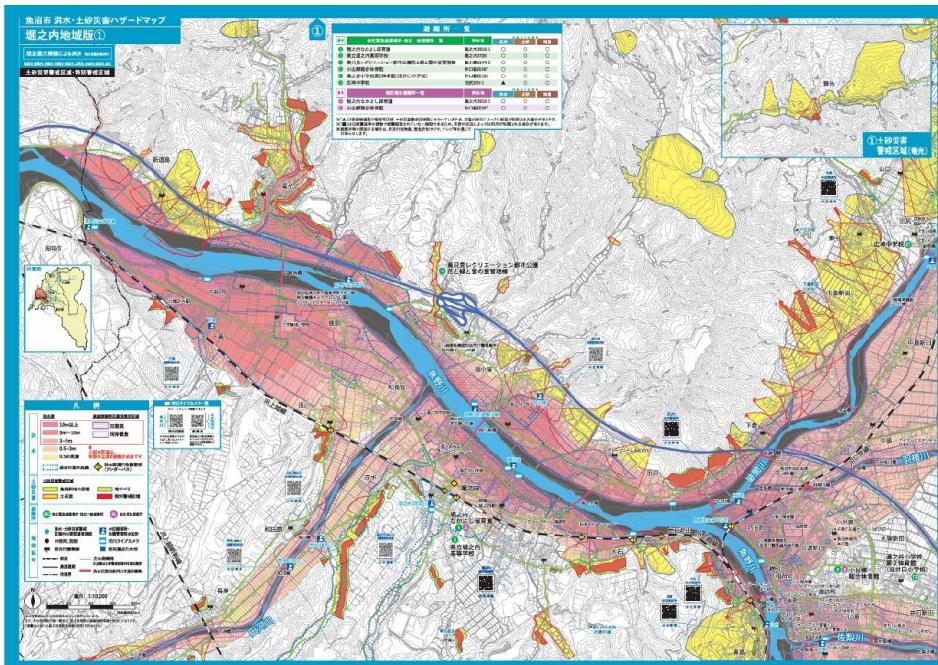


図. 洪水・土砂災害ハザードマップ(堀之内地域版①：堀之内・宇賀地・下倉地区)

[出典：魚沼市ホームページ]

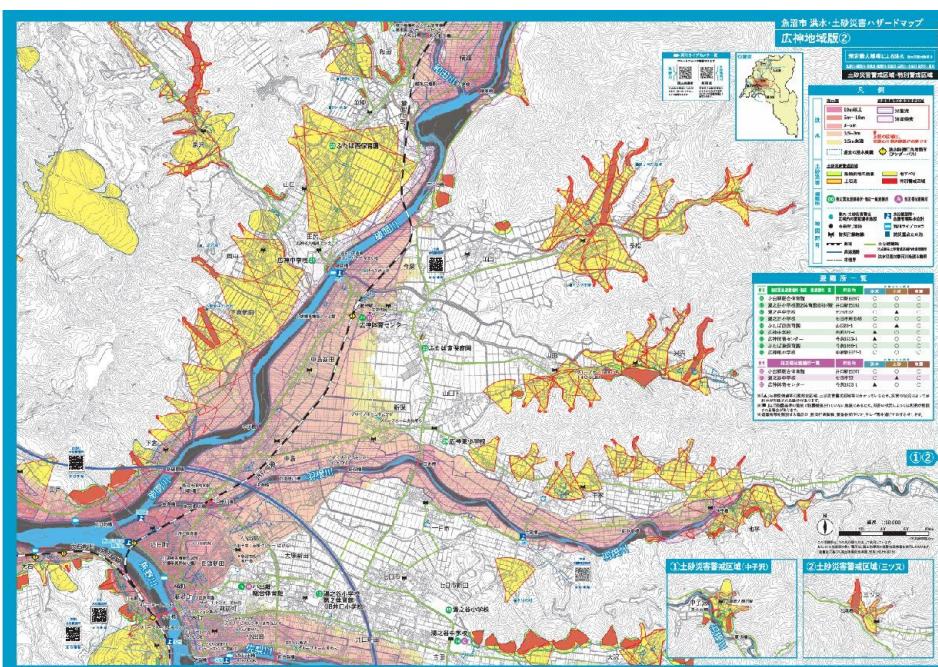


図. 洪水・土砂災害ハザードマップ(広神地域版②：広神地区)

[出典：魚沼市ホームページ]

(3) 消防・防災体制

本市には、1本部1署1分署が立地し、計73名の消防職員が従事しています。

災害発生時においては、市民の命と財産を守る消火、救助、救急、予防等の活動を行う重要な役割を担うとともに、火災等の発生を未然に防ぐ各種予防行政も行っています。

令和7(2025)年4月1日現在における消防団は、消防団本部のほか第1～第4方面隊が組織され、団員数計714名の団員がいます。

表. 消防署の概要

項目	詳 細
署 所	1本部1署1分署
消防職員数	73人(うち消防吏員以外2人)
車両	指令車：1台 ポンプ車：2台 水槽付ポンプ車：1台 はしご車：1台 救助工作車：1台 救急車：4台 小型動力ポンプ付タンク車：1台 その他：7台 合計：18台
消防水利	防火水槽：381 消火栓：452 その他：56

[資料：魚沼市消防本部の概況] (令和7(2025)年4月1日現在)



図. 消防訓練の様子(左：冬山遭難救助訓練、右：水難救助訓練)

[出典：魚沼市ホームページ]

4. 近年の災害履歴

本市においては、これまで豪雨や豪雪、地震等による自然災害により、多くの死傷者や家屋の倒壊等の被害が発生しています。

全国的にも地震や台風、豪雨などの自然災害が激甚化、頻発化してきており、自然災害に対する事前の対策が必要不可欠です。

表. 既往の主な災害

発生年月日	種別	発生場所	被害状況
昭和43(1968)年1月16日	豪雨	湯之谷村七日市新田第一湯之谷中学校	体育館1棟全壊
昭和44(1969)年4月26日	地すべり	広神村水沢新田	死者8名、家屋全壊10棟、非住宅全壊5棟
昭和44(1969)年8月12日	集中豪雨	小出町魚野川沿い一帯	行方不明者1名、重傷者1名、家屋半壊7棟、家屋浸水553棟、水田冠水3452a、水田浸水4950a
昭和45(1970)年3月13日	表層雪崩	湯之谷村八崎	家屋全壊2棟
昭和47(1972)年9月19日	台風20号	全域	小出町：家屋一部損壊4棟、湯之谷村：家屋一部損壊9棟、守門村：家屋一部損壊6棟
昭和48(1973)年12月26日	豪雪	小出町虫野伊米ヶ崎中学校	体育館1棟全壊
昭和51(1976)年2月4日	雪崩	広神村三ツ又字松ヶ沢	死者1名、軽傷者2名(道路除雪作業中)
昭和51(1976)年4月17日	土砂崩れ	小出町旭町2	藤権現山山腹崩壊、38世帯120人避難
昭和53(1978)年6月26日	豪雨	全域	「6.26水害」3日間で355mmの降雨、魚野川、佐梨川決壊、土砂崩れ多数発生 堀之内町：床上浸水20棟、床下浸水130棟 小出町：床上浸水81棟、床下浸水166棟 湯之谷村：床上浸水7棟、床下浸水1棟 広神村：床下浸水6棟 守門村：床下浸水7棟 入広瀬村：床下浸水4棟
昭和56(1981)年1月7日	表層雪崩	守門村大倉	死者8名、中傷者2名、軽傷者1名、家屋倒壊3棟
昭和56(1981)年1月18日	表層雪崩	湯之谷村下折立老人ホーム南山荘	死者6名、重傷者3名、中傷者1名、軽傷者3名、民家倒壊1棟、南山荘に雪崩直撃
昭和56(1981)年3月19日	雪崩	湯之谷村芋川	重傷者1名(水路工事中雪崩の下敷きとなる)
昭和56(1981)年8月23日	集中豪雨	堀之内町・小出町・湯之谷村	家屋流出2棟、半壊1棟、床上・床下浸水928棟、河川護岸崩壊、水田の冠水
昭和57(1982)年3月21日	土砂崩れ	広神村越又	床下浸水1棟(公民館の裏山土砂崩れ)
昭和57(1982)年8月2日	台風10号	小出町・湯之谷村・広神村	小出町：家屋一部損壊7棟、湯之谷村：家屋一部損壊21棟、広神村：家屋一部損壊3棟
昭和58(1983)年3月19日	表層雪崩	守門村高倉貫木沢	死者1名(水田確認に行き雪崩で窒息死)
昭和59(1984)年5月25日	ブロック雪崩	湯之谷村七日市新田(薬師山の別当沢)	死者1名(山菜採り)
昭和59(1984)年9月1日	集中豪雨	堀之内町・小出町	堀之内町：床下浸水2棟 小出町：床上浸水1棟、床下浸水12棟
昭和60(1985)年5月7日	土砂崩れ	堀之内町根小屋要害沢	死者1名(山菜採り)
平成元(1989)年12月4日	土砂崩れ	守門村大倉沢	家屋一部損壊1棟
平成3(1991)年9月27日	台風19号	小出町・湯之谷村	小出町：家屋一部損壊17棟 湯之谷村：家屋一部損壊2棟
平成5(1993)年6月11日	土砂崩れ	広神村水沢新田	家屋一部損壊1棟
平成7(1995)年7月11日	集中豪雨	堀之内町田河川	堤防一部決壊
平成8(1996)年2月1日	豪雨	小出町沢田住宅	家屋2階部分崩壊1棟
平成10(1998)年8月4日	豪雨	堀之内町・小出町・広神町	堀之内町：床上浸水1棟 小出町：床下浸水5棟 広神村：床下浸水2棟、土砂崩れ数箇所
平成10(1998)年9月16日	台風5号	小出町	床上浸水1棟、床下浸水115棟

表. 既往の主な災害(つづき)

発生年月日	種別	発生場所	被害状況
平成10(1998)年9月22日	台風7号	全域	堀之内町：家屋一部損壊15棟 小出町：家屋一部損壊36棟 湯之谷村：家屋一部損壊28棟、半壊3棟 広神村：家屋一部損壊27棟、負傷者1名 守門村：家屋全壊2棟、半壊1棟、一部損壊37棟 入広瀬村：家屋半壊1棟、一部損壊1棟
平成12(2000)年6月18日	ブロック雪崩	入広瀬村大白川新田 浅草岳ヤスノ沢	死者1名(山菜採り) 二次災害：死者4名、重傷者2名、中等傷者1名、軽傷者3名
平成16(2004)年10月23日	地震(中越 大震災)	市全域	市内最大頻度：6弱 人的被害：死者8名、重傷者22名、軽傷者294名 建物被害：住家4, 791棟 避難勧告：10地区 207世帯 避難者延人数：55, 328名
平成17(2005)年1月	豪雨	市全域	人的被害：死者6名、重傷者13名、軽傷者7名 建物被害：住家7棟、非住家12棟、公共施設3棟
平成17(2005)年6月27~29日	豪雨	市全域	人的被害：重傷者1名、軽傷者4名 建物被害：床上浸水1棟、床下浸水22棟等 避難勧告：2地区 40世帯
平成18(2006)年	豪雨	市全域	人的被害：死者2名、重傷者11名、軽傷者21名 建物被害：住家18棟、非住家14棟、公共施設38棟
平成23(2011)年1月	豪雨	市全域	人的被害：死者5名、重傷者10名、軽傷者5名 建物被害：住家7棟、非住家1棟
平成23(2011)年7月28~30日	豪雨 (新潟・福 島豪雨)	市全域	人的被害：重傷者1名、軽傷者2名 建物被害：全壊2棟、大規模半壊1棟、半壊115棟、床上浸水223棟、床下浸水782棟、一部損壊1棟 避難指示：43地区 2, 745世帯
平成24(2012)年1月	豪雨	市全域	人的被害：死者1名、重傷者14名、軽傷者6名 建物被害：住家3棟、非住家5棟
平成25(2013)年7月31日 ~8月1日	豪雨	市全域	建物被害：床上浸水1棟、床下浸水6棟
平成25(2013)年9月16~17日	台風18号	市全域	建物被害：床下浸水17棟 避難勧告：17地区 695世帯
平成27(2015)年	豪雨	市全域	人的被害：死者1名、重傷者8名、軽傷者11名 建物被害：非住家7棟
平成29(2017)年7月3~4日	豪雨	市全域	建物被害：床下浸水4棟
平成30(2018)年	豪雨	市全域	人的被害：重傷者9名、軽傷者4名
平成30(2018)年9月4日	台風21号	市全域	建物被害：住家2棟、非住家9棟
令和元(2019)年7月16日	豪雨	市全域	建物被害：床上浸水2棟、床下浸水22棟 避難勧告：14地区 1, 360世帯
令和3(2021)年1月8日	豪雪	市全域	人的被害：死者1名、重傷者17名、軽傷者5名 建物被害：住家2棟、非住家6棟
令和4(2022)年2月4日	豪雪	市全域	人的被害：死者1名、重傷者10名、軽傷者9名 建物被害：住家1棟、非住家6棟
令和4(2022)年12月20日	豪雪	市全域	人的被害：死者2名、重傷者4名、軽傷者13名
令和5(2023)年6月28日	豪雨	市全域	建物被害：床下浸水1棟
令和5(2023)年8月17日	豪雨	市全域	人的被害：軽傷者1名 建物被害：16棟
令和5(2023)年9月26日	大規模 火災	小出町南本町	人的被害：軽傷者3名 建物被害：住家12棟、非住家1棟
令和6(2024)年1月7日	豪雪	市全域	人的被害：重傷者3名、軽傷者1名
令和6(2024)年4月17日	火災	小出町伊勢島	人的被害：死者1名 建物被害：住家1棟
令和7(2025)年1月14日	火災	堀之内本町	人的被害：死者1名 建物被害：住家3棟、非住家1棟
令和7(2025)年2月8日	豪雪	市全域	人的被害：死者3名、重傷者9名、軽傷者8名 建物被害：住家4棟、非住家17棟
令和7(2025)年9月10日	突風	市全域	建物被害：住家10棟、非住家20棟、その他20件

[資料：魚沼市地域防災計画(資料編)]

第3章 国土強靭化の基本的な考え方

1. 基本目標

国基本計画及び県地域計画における基本目標を踏まえ、以下の3つの「基本目標」を設定します。

いかなる災害が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市民の生活・地域・経済の機能を停滞させないこと
- ③ 停滞しても速やかに回復できる社会システムの構築

を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりの構築に向けた国土強靭化地域計画を推進します。

2. 事前に備えるべき目標

3つの「基本目標」を達成するため、国基本計画及び県地域計画を基に、本市における6つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

- 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3. 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4. 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

3. 想定される自然災害(リスク)

本市特有の豪雪、梅雨前線等に伴う異常豪雨による地すべり災害、大雨・台風等による洪水災害、フェーン現象による猛暑及び地震などの大規模自然災害を想定しますが、県地域計画に準じて、大規模自然災害全般を想定しました。

第4章 リスクシナリオ・施策分野の設定

1. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国基本計画及び県地域計画を基に、本市の地域特性を踏まえ、**6**つの「事前に備えるべき目標」に対する**20**の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を下表のとおり設定しました。

表. **6**つの「事前に備えるべき目標」に対する**20**の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標(6)	起きてはならない最悪の事態(20)	
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	豪雨・河川の氾濫による市街地等の浸水及び土砂災害による死傷者の発生
	1-3	豪雪による雪崩及び融雪による地すべり災害等に伴う死傷者の発生
	1-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全に伴う死傷者の発生
	1-5	野生鳥獣被害等に伴う死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	医療施設及び医師・看護師等の被災・絶対的不足による医療等機能の麻痺
	2-2	避難所等が適切に運営できず避難所等の安全確保ができない事態
	2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	庁舎及び職員の被災により行政機能が低下する事態
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	有害物質の大規模拡散・流出
	4-2	農林水産業・商工業の生産力が低下する事態
	4-3	風評被害による観光業等への影響
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	防災行政無線施設の長期停止により災害情報が伝達できない事態
	5-2	都市ガス・上下水道の供給・機能停止が長期化する事態
	5-3	重要な交通ネットワークが分断・閉塞する事態
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	人口流出・高齢化による労働力の低下、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3	基幹インフラの損壊や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

本計画におけるリスクシナリオを回避するために必要な施策分野を、県地域計画との調和及び県土全体の一体的強靭化を図るため、県地域計画と同様の1～8の施策分野を設定します。

また、リスクコミュニケーション、老朽化対策等については、各施策分野に密接に関連する横断的な分野として、県地域計画と同様に位置づけます。

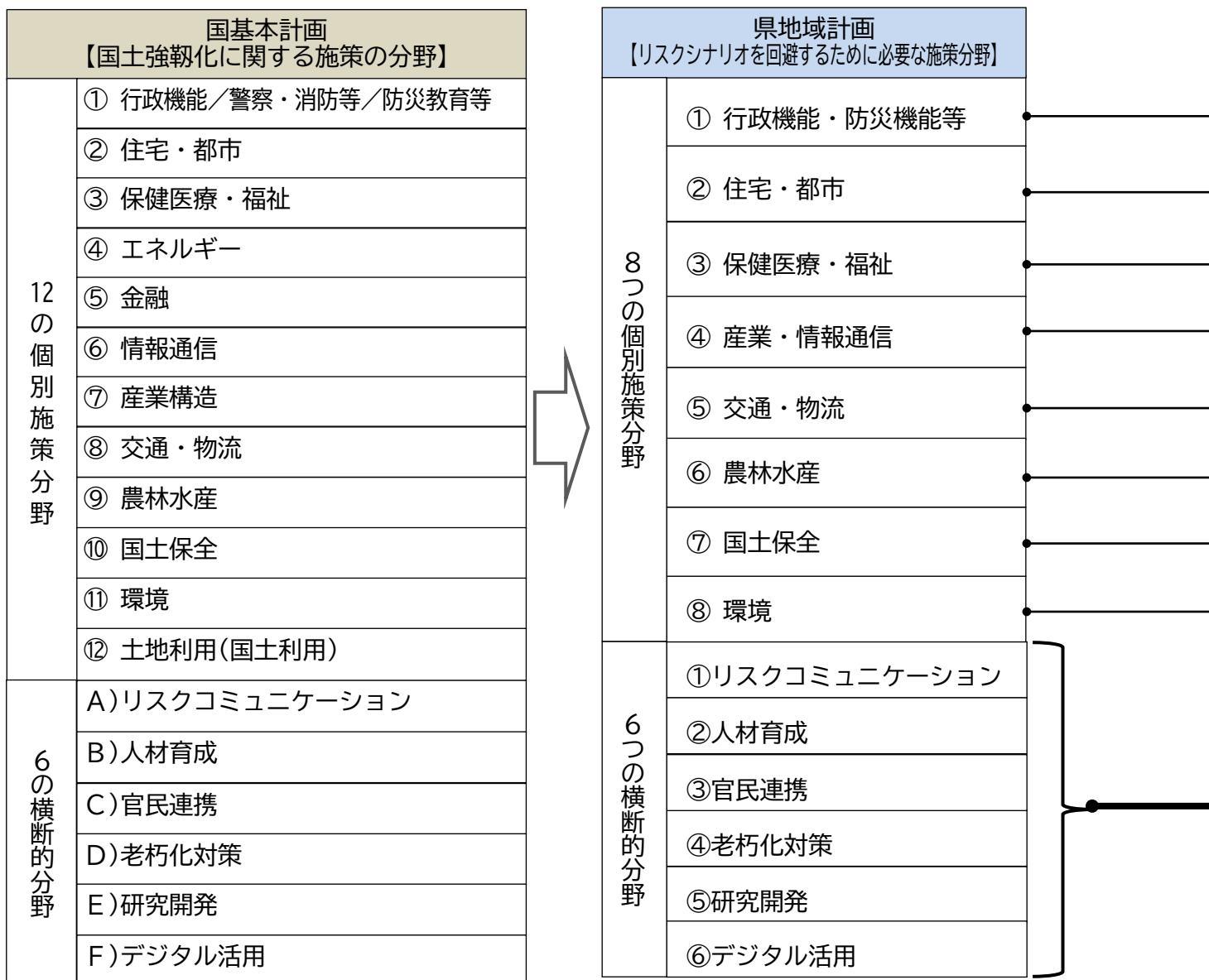
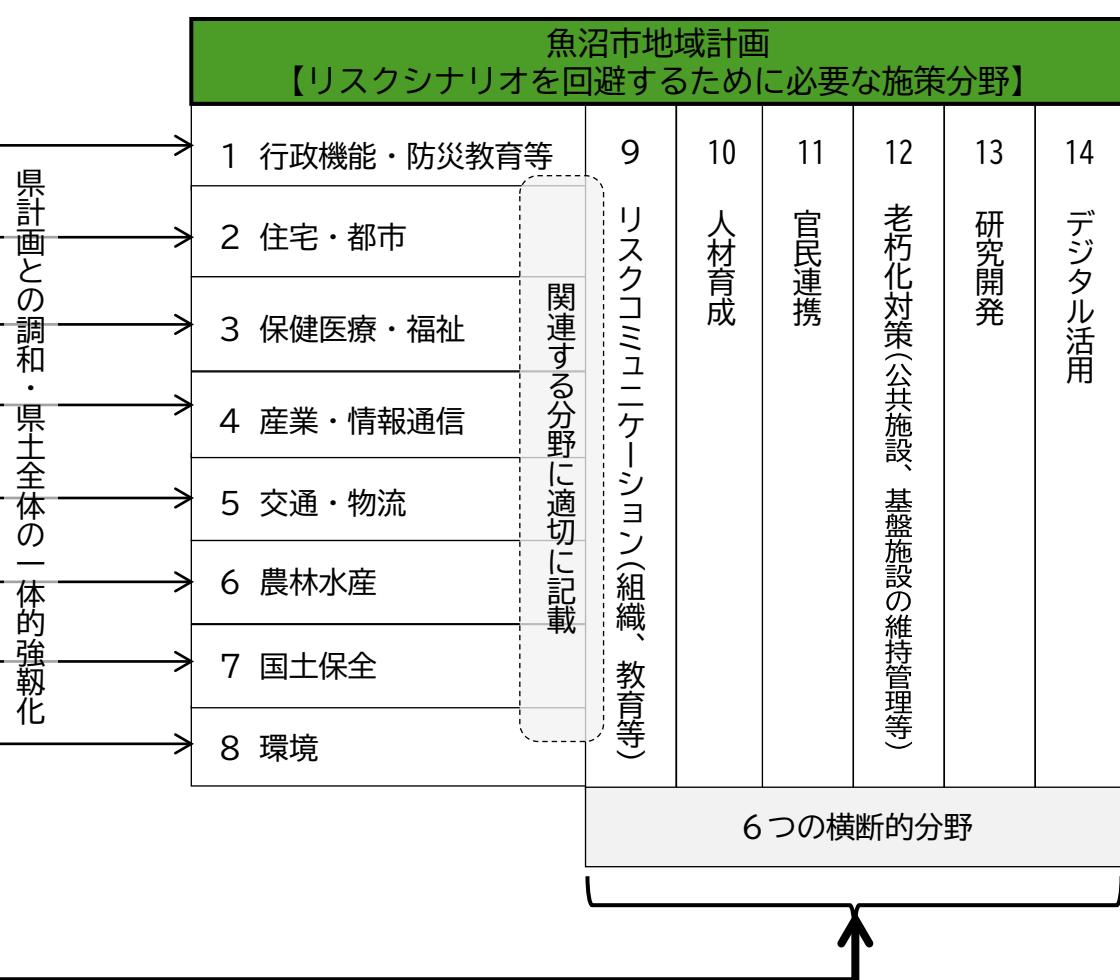


図. 国基本計画及び県地域計画と本計画の施策分野



第5章 脆弱性の評価

1. 脆弱性の考え方

国土強靭化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要です。このため、本市がこれまで経験した地震、水害、豪雪などの大規模自然災害等のさまざまなリスクを踏まえ、仮に災害が発生した場合、致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するためには、現状のどこに課題があり、どこが弱点となっているかを明らかにするため、担当部局で想定される事前防災のほか、他部署との連携が必要になる内容も含め、防災・減災の脆弱性評価を全庁的に行いました。

2. 脆弱性評価の実施手順

国の「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」及び県地域計画における脆弱性評価を基に、**20**の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、現状や課題を整理し、事態の回避に向けた脆弱性評価を実施しました。

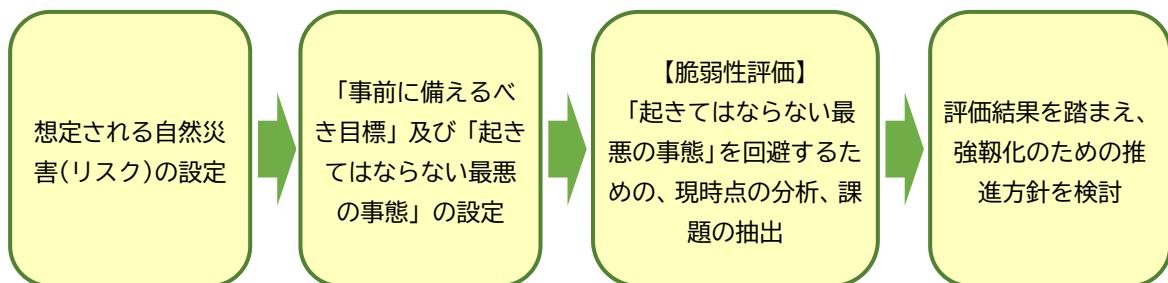


図. 脆弱性評価の実施手順イメージ

3. 脆弱性評価の結果(課題の抽出)

20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性の評価を行い、回避に向けた課題を抽出し、「事前に備えるべき目標」ごとにまとめました。

表. 事前に備えるべき目標ごとの脆弱性評価

目標1．あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1－1	建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災上重要な建築物、不特定多数が出入りする施設及び一般建築物の耐震化を一層促進する必要があります。 ○ ガス内管の損傷により火災につながるため、地震に強いガス管の設置及び布設替えの必要があります。 ○ 消防用水利の整備を耐震化と合わせて進める必要があります。 ○ 適正管理が行われていない空き家が増加し、災害時の倒壊や火災による被害が懸念されるため、空き家所有者に対する適正管理を促す必要があります。また、管理不全となる空き家の増加抑制に取り組む必要があります。 ○ 火災警報器の適正な設置により火災の早期発見や逃げ遅れによる被害の減少につながることから、市内未設置世帯への普及啓発や適切な維持管理の周知に更に取り組む必要があります。 ○ 防火意識の普及促進とともに、消防設備の整備、消防団の充実及び自主防災組織の育成を推進する必要があります。 ○ 災害時においては、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な活動を展開する必要があることから、道路交通網の整備を着実に進める必要があります。また、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化を推進し、老朽化が進む道路については、適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施する必要があります。
1－2	豪雨・河川の氾濫による市街地等の浸水及び土砂災害による死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局地的な集中豪雨等による水害が頻発しており、甚大な浸水被害が懸念されるため、国・県・市が情報を共有し一体となった取組を行うとともに、計画的な河川改修が必要です。 ○ ポンプ場等の整備により内水の排水機能の向上を図る必要があります。 ○ 橋りょう、水門等の河川構造物の耐震補強を進める必要があります。 ○ 河川管理施設の機能不全や河道埋塞に伴う浸水被害による多数の死傷者の発生を回避するため、老朽化した河川管理施設等について適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施する必要があります。 ○ 土砂災害被害防止のため、土石流・流木被害や急傾斜地などの土砂崩れの防止対策を講じる必要があります。 ○ 山地に起因する被害を防止又は軽減するため森林整備を促進する必要があります。 ○ 土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップを活用し、警戒区域内における避難場所や避難経路など、避難体制について周知を強化する必要があります。

1－3	豪雪による雪崩及び融雪による地すべり災害等に伴う死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雪崩被害や、異常降雪による交通遮断を防止するため、施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化した防護柵整備や融雪設備等について適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施する必要があります。 ○ 国や県と連携し、効果的な道路除雪を実施するなど、冬期の円滑な交通を確保する必要があります。 ○ 雪崩防止施設の機能不全や荒廃した森林による雪崩被害を防止するため、施設整備等の対策を行う必要があります。 ○ 大雪による空き家の倒壊リスクが懸念されるため、空き家所有者に対する適正管理を促す必要があります。また、管理不全となる空き家の増加抑制に取り組む必要があります。
1－4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全に伴う死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業水利施設において、平時の定期的な点検を実施し、適正な管理を行う必要があります。また、大規模地震や豪雨などの災害による人家や公共施設等への被害を防ぐとともに、住民の防災意識の向上を図る必要があります。 ○ 天然ダム(河道閉塞)等の発生が想定されるため、適切な避難指示と情報伝達を行う必要があります。 ○ 降雪期は、雪崩等による災害も想定されることから、避難対策を整理しておく必要があります。 ○ 山地に起因する被害を防止又は軽減するため森林整備を促進する必要があります。 (再掲) ○ 大規模災害時に、学校や不特定多数が集まる施設の周辺において、土砂災害による被害を回避するため、また、救命・救助活動の停滞を回避するため、老朽化した砂防施設について、維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める必要があります。 ○ 山間部集落において、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、共同活動の困難化に伴い、担い手農家への負担が増加し、規模拡大への影響が懸念されているため、地域資源の保全のための取組が必要です。
1－5	野生鳥獣被害等に伴う死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野生鳥獣による人的被害を防止するため、市民への情報伝達、見回り・捕獲体制の整備と捕獲等に携わる担い手の育成を図る必要があります。

1－6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模停電により避難情報等の収集・伝達ができないことによる避難行動の遅れを生じさせないため、収集・伝達において複数の手段を確保する必要があります。 ○ 各種防災訓練のほか、自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域における自主防災組織活動の充実を図る必要があります。 ○ 避難行動に遅れを生じさせないため、的確なタイミングでの情報発信を行う必要があります。

目標2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
2－1	医療施設及び医師・看護師等の被災・絶対的不足による医療等機能の麻痺
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・介護従事者等の人員不足が生じるなど、医療・介護施設の機能停止を避けるため、緊急時の体制を視野に入れた平時からの人員確保が必要です。 ○ 大規模災害発生時にも医療提供を継続する必要があるため、医療資機材の入手手段を確保する必要があります。 ○ 災害により利用不能となった福祉施設が出た場合に、継続してサービスが利用できるように代替施設を検討する必要があります。
2－2	避難所等が適切に運営できず避難所等の安全確保ができない事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未耐震化、釣り天井となっている避難所は、防災機能強化のため、施設設備の改修が必要です。また、自家発電機の設置など、最低限必要な避難所機能を整備する必要があります。 ○ 洪水、土砂災害など災害種別により、避難が適さない避難所があるため、市民に周知する必要があります。 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所の周知をしていくほか、避難所へのスムーズな受入れや避難所での快適な生活環境の確保が可能となるように取り組む必要があります。また、要配慮者や女性等の視点に配慮した避難所づくりのため、「避難所設置・運営マニュアル」を改訂していく必要があります。 ○ 避難所における市民の精神的健康状態を把握するとともに、災害時において発生するストレス関連障害に対して、保健所等と連携し、こころのケアに関する支援体制づくりに取り組む必要があります。 ○ 救援部隊など、関係機関による支援及び応援を円滑に受入れできるよう、受援体制の構築をしておく必要があります。

2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化していく必要があります。 ○ 電気においては、災害発生時に優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所への電力復旧を優先して行う等、協力体制の構築が必要です。 ○ 物資確保のため、民間事業者等との協定締結により、食料品を始めとした物資調達の供給体制の整備を進める必要があります。 ○ 流通が機能しないことにより、食料や日用品等の物資が供給されないことが見込まれるため、備蓄拠点の整備を進める必要があります。備蓄場所については、降雪期の輸送困難な状況を考慮し、各地域に拠点を設ける必要があります。 ○ 食料の供給にあたっては、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等の食事に特別な配慮を要する者に対応する食糧の備蓄についても、災害時に速やかに提供できる体制を整備する必要があります。 ○ 家庭での備えとして、特に高齢者、障がい者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等に対応できるように、家庭内備蓄の普及啓発を図る必要があります。また、事務所、社会福祉施設、病院等においても、災害備蓄の重要性について普及啓発を図る必要があります。 ○ 大規模災害時においても介護施設、社会福祉施設、障がい者施設等の入所者等が継続してサービスを利用できるよう、設備環境を整備する必要があります。
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症等の大規模発生を防ぐため、平時から定期予防接種を促進させる必要があります。また、衛生水準の低下による感染症予防及びまん延を防ぐための衛生教育ができる人材を育て、避難所等における感染症まん延防止対策等を進める必要があります。 ○ 被災時は、衛生用品の入手が困難になることから、備蓄品の充実を図る必要があります。 ○ 感染症、新型病原体等の流行による罹患者数の増加は、医療機関等への受入れが困難となるため、受入体制の強化が必要です。

目標3．必要不可欠な行政機能は確保する

3－1	庁舎及び職員の被災により行政機能が低下する事態
	<ul style="list-style-type: none">○ 災害時に行政機能が被災しても対応拠点施設として機能不全にならないよう、平時から、業務継続のための資源の確保及び非常時においても優先される業務を継続できる体制を構築するため、市業務継続計画(BCP)を策定しておく必要があります。 ※BCP(Business continuity plan)=災害等の危機的状況下に置かれた場合においても、重要な業務を継続できる方策を平常時から用意しておく事業継続計画のことです。○ 停電時のための非常用発電装置等を整備し、停電時での行政機能を確保する必要があります。

目標4．経済活動を機能不全に陥らせない

4－1	有害物質の大規模拡散・流出
	<ul style="list-style-type: none">○ 地震や河川の氾濫など、有害物質の排出・流出等による汚染被害や市民の健康被害を最小限に抑制する必要があります。○ 危険物(火薬類・高圧ガス・毒劇物・有害物資・放射性物資)等の取扱いについて安全策を講じるとともに、取扱い事業所に対し、法令遵守、管理体制の確立等の指導を行い、拡散・流出の未然防止を図る必要があります。
4－2	農林水産業・商工業の生産力が低下する事態
	<ul style="list-style-type: none">○ 災害時に経済活動の停滞を招かないように、平時より企業間の連携が図られるような協力体制の整備をしていく必要があります。○ 市内企業へ事業継続計画(BCP)策定の必要性について普及、啓発を進めるとともに、策定を推進していく必要があります。○ 災害時や被災後に商工業者に必要な支援が行き届くよう、関係機関等と連携した支援体制の整備を行う必要があります。○ 平時からの農林業用施設の定期的な点検を実施し、適切な維持管理を行う必要があります。○ 橋門、橋管、地すべり防止施設等の農林業用施設における雨量、水位、水質等の情報を迅速に集約する手法の整備が必要です。○ 家畜伝染病が発生した場合、県を始め関係機関と連携し、迅速かつ的確な防疫措置を講じる必要があります。
4－3	風評被害による観光業等への影響
	<ul style="list-style-type: none">○ 市観光協会及び民間事業者と連携を進め、平時から本市へ来訪するリピーターを確保するとともに、復旧後の来訪を促すためのお得なキャンペーン等の情報を迅速に届けられる仕組みの構築が必要です。

目標5．情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
5－1	防災行政無線施設の長期停止により災害情報が伝達できない事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模停電等により避難情報の収集・伝達ができないことによる避難行動の遅れを生じさせないため、国や県などの関係機関との迅速かつ確実な情報伝達体制を強化するとともに、エリアメールやホームページ、SNS、コミュニティFMなど、複数の情報伝達手段を確保し、市民に迅速な情報提供を図る必要があります。
5－2	都市ガス・上下水道の供給・機能停止が長期化する事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市はガス事業者として、ガス供給設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制の構築を進める必要があります。 ○ 市はガス事業者として、施設の耐震化を進める必要があります。 ○ 施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化、耐水化を進めるとともに、下水道区域外における合併浄化槽への転換を促進する必要があります。 ○ 被災住民に必要な飲料水等を供給するため、給水機能の早期回復を図る必要があります。 ○ 停電による取水・浄水場の機能停止により、水道が供給停止となるため、電源を確保する必要があります。 ○ 下水処理場やポンプ場が被災又は停電すると、汚水処理が不能となるほか、ポンプ停止に伴い各地での漏出による衛生環境の悪化が懸念されるため、対応体制を構築しておく必要があります。
5－3	重要な交通ネットワークが分断・閉塞する事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時に幹線道路の分断による避難や救急活動に支障を生じさせないため、災害に対する安全性を備えた道路施設の整備及び道路機能の維持向上や、複数の交通ネットワークについて整備し、迅速に道路情報を収集し道路機能を確保する体制の整備を進める必要があります。 ○ 災害時の輸送、広域支援などで重要となる幹線道路について、国や県と連携して整備を進める必要があります。 ○ 降雪期は、避難路、輸送路等、重要な役割を果たすため、交通ネットワークにおける緊急輸送道路の整理が必要です。

目標6．社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	
6-1	人口流出・高齢化による労働力の低下、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応に不可欠な建設関係団体等との連携を強化していくとともに、災害時において多くの被災者に支援を行うためには、災害ボランティアの協力が必要不可欠なことから、魚沼市社会福祉協議会と締結した災害ボランティアセンターの設置、運営等に係る協定に基づき、迅速な災害ボランティアの受入体制の構築を進める必要があります。 ○ 地域住民の自助・共助による防災体制を構築するため、住民主体による自主防災組織の取組及び地区防災計画の策定を促進する必要があります。 ○ 非常時の治安の悪化を防ぐためには、正確な情報伝達とともに、市民一人一人が防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取組を進める必要があります。 ○ 地域活動の維持や担い手確保のため、平時から地域コミュニティ自身が地域の課題解決を図りながら、自主防災組織の充実を図る必要があります。また、コミュニティ協議会等への支援を継続していく必要があります。
6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時より広報、防災訓練等を通じて、災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の周知を行う必要があります。 ○ 災害廃棄物の処理を迅速に行えるよう、近隣自治体及び民間事業者と災害時協定等による連携体制を構築し、ごみ発生量の把握、処理計画の策定、協力体制の確保に努める必要があります。 ○ 災害発生時には処理能力を超える災害廃棄物の大量発生による廃棄物の収集及び処理の停滞に伴う悪臭や、有害物質の流出等の周辺環境の悪化を防ぐ対策が必要です。 ○ 住宅・建物の耐震化を進め、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する必要があります。 ○ 降雪期は、除雪等の障害や冬期交通確保を考慮し、仮置き場等の検討が必要です。 ○ 災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。
6-3	基幹インフラの損壊や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、河川の整備を進めるとともに、公園、公共施設の点検改修を行うことにより、災害に強いまちづくりを計画的に実施し、速やかな復旧・復興活動が行われるような基盤整備を進める必要があります。 ○ 住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、国、県等と連携・協力をしながら、「応急的な住宅の確保」及び「公営住宅の供給」を進めつつ、必要に応じた支援体制を整える必要があります。 ○ 大規模災害発生後の復旧・復興を円滑に進めるため、土地の境界を明らかにする地籍調査の更なる推進を図る必要があります。

第6章 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、20の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために、**国中期計画の施策を踏まえるとともに、必要な施策分野との関係性を整理(下表のマトリクス表)**しながら、本市で推進すべき施策を検討し、推進方針をまとめました。

なお、限られた資源で効果的かつ効率的な強靭化を推進するため、重要度、緊急性などを考慮しながら取組を進めていきます。

表. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策分野の関係性整理(マトリクス表)

目標No.	事前に備えるべき目標	リスクシナリオNo.	リスクシナリオ	施策分野				
				1	2	3	4	5
				行政機能・防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業・情報通信	交通・物流
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	防火対策の推進・自主防災組織の育成	建物等の耐震化・長寿命化等の推進					道路交通網の確保
			道路交通網の確保					
	1-2 豪雨・河川の氾濫による市街地等の浸水及び土砂災害による死傷者の発生	消防活動体制の確保・装備等の充実	道路交通網の確保					道路交通網の確保
	1-3 豪雪による雪崩及び融雪による地すべり災害等に伴う死傷者の発生							道路交通網の確保
	1-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全に伴う死傷者の発生							
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	1-5 野生鳥獣被害等に伴う死傷者の発生							
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生	地域防災活動・防災教育の推進					市民への情報伝達体制の強化	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	2-1 医療施設及び医師・看護師等の被災・絶対的不足による医療等機能の麻痺				被災時の医療体制の整備等			
	2-2 避難所等が適切に運営できず避難所等の安全確保ができない事態	避難所の適切な運営						
	2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	電力・燃料等の確保対策の推進			物資供給体制の整備			
	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				被災時の感染症等の対策、衛生面の確保			
4 経済活動を機能不全に陥らせない	3-1 庁舎及び職員の被災により行政機能が低下する事態	行政の業務継続体制の整備						
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-1 有害物質の大規模拡散・流出							
	4-2 農林水産業・商工業の生産力が低下する事態							
	4-3 風評被害による観光業等への影響						来訪者への早期の情報発信	
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	5-1 防災行政無線施設の長期停止により災害情報が伝達できない事態	市民への情報伝達体制の強化						
	5-2 都市ガス・上下水道の供給・機能停止が長期化する事態	都市ガス施設の耐震化・危機管理体制の整備						
			水道施設の耐震化・耐水化・危機管理体制の整備					
	5-3 重要な交通ネットワークが分断・閉塞する事態	下水道施設の耐震化・耐水化・危機管理体制の整備						災害に強い交通ネットワークの形成 国・県等との継続的な連携
	6-1 人口流出・高齢化による労働力の低下、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害時の人材確保に関する連携強化						
		自主防災組織の活動促進						
	6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の発生抑制・処理能力向上						
	6-3 基幹インフラの損壊や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	住宅の確保						道路交通網の確保

施策分野

6	7	8	9	10	11	12	13	14
農林水産	国土保全	環境	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	研究開発	デジタル活用
			建物等の耐震化・長寿命化等の推進	防火対策の推進・自主防災組織の育成	建物等の耐震化・長寿命化等の推進	建物等の耐震化・長寿命化等の推進		
			防火対策の推進・自主防災組織の育成		防火対策の推進・自主防災組織の育成			
森林整備の推進	河川改修等の治水対策の推進		河川改修等の治水対策の推進			河川改修等の治水対策の推進		
	土砂災害警戒避難体制の整備		土砂災害警戒避難体制の整備					
	森林整備の推進		消防活動体制の確保・装備等の充実					
森林整備の推進	森林整備の推進				道路交通網の確保			
農業水利施設における防災・減災事業の推進	天然ダム対策		天然ダム対策		地域資源の保全活動の取組強化	農業水利施設における防災・減災事業の推進		
地域資源の保全活動の取組強化	森林整備の推進		森林整備の推進			森林整備の推進		
鳥獣被害対策の強化			鳥獣被害対策の強化		鳥獣被害対策の強化			鳥獣被害対策の強化
			市民への情報伝達体制の強化	地域防災活動・防災教育の推進	地域防災活動・防災教育の推進		市民への情報伝達体制の強化	市民への情報伝達体制の強化
			地域防災活動・防災教育の推進					
			被災時の医療体制の整備等	被災時の医療体制の整備等	被災時の医療体制の整備等			
			避難所の適切な運営	避難所の適切な運営			避難所の適切な運営	避難所の適切な運営
			物資供給体制の整備		物資供給体制の整備	電力・燃料等の確保対策の推進	物資供給体制の整備	
			電力・燃料等の確保対策の推進		電力・燃料等の確保対策の推進			
			被災時の感染症等の対策、衛生面の確保					
							行政の業務継続体制の整備	行政の業務継続体制の整備
		有害物質・危険物の拡散、流出対策の強化	有害物質・危険物の拡散、流出対策の強化					
事業者における事業継続体制確保の促進			事業者における事業継続体制確保の促進		事業者における事業継続体制確保の促進	事業者における事業継続体制確保の促進		
								来訪者への早期の情報発信
								市民への情報伝達体制の強化
			都市ガス施設の耐震化・危機管理体制の整備		都市ガス施設の耐震化・危機管理体制の整備			
			水道施設の耐震化・耐水化危機管理体制の整備		水道施設の耐震化・耐水化危機管理体制の整備			
			下水道施設の耐震化・耐水化危機管理体制の整備		下水道施設の耐震化・耐水化危機管理体制の整備			
			災害に強い交通ネットワークの形成			災害に強い交通ネットワークの形成		
			国・県等との継続的な連携					
			災害時の人材確保に関する連携強化		災害時の人材確保に関する連携強化		災害時の人材確保に関する連携強化	
			自主防災組織の活動促進		自主防災組織の活動促進			
	災害廃棄物の適正な管理	災害廃棄物の適正な管理	廃棄物処理体制の連携強化		廃棄物処理体制の連携強化	災害廃棄物の発生抑制・処理能力向上		
		廃棄物処理体制の連携強化						
	土地の調査、確定				住宅の確保	道路交通網の確保	土地の調査、確定	土地の調査、確定

表. 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

目標1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1-1	建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	<p>【建物等の耐震化・長寿命化等の推進】(2, 9, 11, 12)→関連する施策分野番号(p13 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「魚沼市公営住宅等再編整備計画」に基づき、建築物既存ストックの長寿命化を図るため、集約化、多機能化を含め、老朽化した市営住宅の改修を推進します。また、住宅・建築物の耐震化やブロック塀の安全対策を推進するため国県と協調した支援を行うとともに、関係団体等との連携による普及啓発等に取り組みます。 ● 学校施設のうち、改修実施から相応の年数が経過した建物について、「魚沼市学校施設長寿命化計画」に基づき、改修を推進します。 ● 市内公立児童福祉施設について、建築物の老朽化調査を行い、これに基づいて策定した個別施設の長寿命化計画を基に、施設整備を実施していきます。 ● 既設の老朽管について、可とう性に優れ腐食に強いポリエチレン管への布設替えの必要性を利用者に周知し入替えの促進に努めます。 ● 「魚沼市空家等対策計画」に基づき、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家の安全対策を推進します。 <p>【防火対策の推進・自主防災組織の育成】(1, 9, 10, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設や事業所における防火設備の設置や火災に対する避難計画の策定、避難訓練の実施、地域住民からの協力体制づくりなど、防災意識について普及啓発を図ります。 ● 住宅用火災警報器の設置を推進します。あわせて、住宅用火災警報器の電池使用限界が約10年であることから、定期的な更新についての広報を推進します。 ● 防火意識の普及を促進するとともに、消防設備の整備、消防団の充実及び自主防災組織の育成を推進します。 ● 消火活動上重要な消火栓、防火水槽等の消防水利や消防車両等の計画的な整備を推進します。 <p>【道路交通網の確保】(2, 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、災害に強い道路交通網の形成を効果的に進めます。 ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。
■ 主な目標指標	
消防団員人口カバー率 (消防団員一人当たり人口)	45.1人(令和6(2024)年度) ⇒ 42.9人(令和12(2030)年度)
市道改良計画における 要望路線の改良実施率	35%(令和3(2021)～令和7(2025)年度 累計) ⇒ 35%(令和8(2030)～令和12(2030)年度 累計)

1－2	豪雨・河川の氾濫による市街地等の浸水及び土砂災害による死傷者の発生
	<p>【河川改修等の治水対策の推進】(7, 9, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害を未然に防止・軽減するための事前対応策として、河川整備事業や河川改修事業、堆積土砂や雑木等の除去などのハード事業の整備を着実に進めるため国や県に働きかけます。 ● 国や県に対して、河川改修事業の更なる進捗を働きかけていくとともに、施設の適切な維持管理に努めます。 ● 排水ポンプ場の整備を進めるとともに、既存の排水機場の機能強化などの対策を進めます。また、浸水対策の進んだ地域においても計画雨量を超える局所的な集中豪雨への備えが必要な箇所について、更なる対策を進めます。 ● インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進めます。 <p>【土砂災害警戒避難体制の整備】(7, 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害防止施設の整備の推進により、土砂災害に対する安全度の向上を図ります。 ● 避難場所等の情報を整理した総合的なハザードマップなど様々な防災情報を市民に周知するとともに、自主防災組織による避難経路等を含めた地区防災計画策定の取組を促進します。 <p>【森林整備の推進】(6, 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林の公益的機能(土砂流出防止、土砂崩壊防止、土壤侵食防止、洪水緩和、水量調節等)が発揮されるよう「魚沼市森林整備計画」で定める「公益的機能別施業森林」の区域内において適切な森林整備・保全活動及び治山施設の整備を推進します。 <p>【道路交通網の確保】(2, 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、災害に強い道路交通網の形成を効果的に進めます。【再掲】 ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。【再掲】 <p>【消防活動体制の確保・装備等の充実】(1, 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 常備消防、非常備消防における装備の計画的な整備を推進します。
■ 主な目標指標	
地区避難計画を策定した 自主防災組織数	4件(令和6(2024)年度 累計) ⇒ 52件(令和12(2030)年度 累計)
森林整備面積	861ha(平成16(2004)～令和6(2024)年度 累計) ⇒ 1,032ha(平成16(2004)～令和12(2030)年度 累計)
市道改良計画における 要望路線の改良実施率(再掲)	35%(令和3(2021)～令和7(2025)年度 累計) ⇒ 35%(令和8(2030)～令和12(2030)年度 累計)

1－3	豪雪による雪崩及び融雪による地すべり災害等に伴う死傷者の発生
	<p>【道路交通網の確保】(5, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 冬期間の安全・安心な道路交通を確保するため、消融雪施設の整備や除雪計画に基づいた円滑な道路除雪に努めます。 ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路交通網の形成を効果的に進めます。 ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。【再掲】 ● 「魚沼市空家等対策計画」に基づき、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家の安全対策を推進します。【再掲】 <p>【森林整備の推進】(6, 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雪崩防止施設の整備や雪崩の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の森林整備を推進します。
■ 主な目標指標	
消融雪施設により交通が確保されている市道延長	128.6km(令和6(2024)年度) ⇒ 128.6km(令和12(2030)年度)
道路除雪機械オペレーター体制維持率	100%(令和6(2024)年度) ⇒ 100%(令和12(2030)年度)
1－4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全に伴う死傷者の発生
	<p>【農業水利施設における防災・減災事業の推進】(6, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業水利施設における平時の定期的な点検等を行い、適正な管理を図るとともに、被災した場合に影響が大きい農業水利施設の地震・豪雨対策や老朽化対策などを推進します。また、甚大な被害が生じるおそれのある農業用ため池については、ハザードマップの作成・配布に取り組みます。 <p>【天然ダム対策】(7, 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天然ダム(河道閉塞)を発生させないための対策を進めるとともに、発生した場合においても、住民への適切な避難指示ができるように、関係機関との情報伝達体制を強化します。 <p>【森林整備の推進】(7, 9, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林の公益的機能(土砂流出防止、土砂崩壊防止、土壤侵食防止、洪水緩和、水量調節等)が発揮されるよう「魚沼市森林整備計画」で定める「公益的機能別施設森林」の区域内において適切な森林整備・保全活動及び治山施設の整備を推進します。【再掲】 ● 土砂災害から人命を守るため、国や県に対して、砂防関係施設の長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を働きかけます。

	<p>【地域資源の保全活動の取組強化】(6, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取組を進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等を後押しします。
■ 主な目標指標	
森林整備面積（再掲）	861ha(平成16(2004)～令和6(2024)年度 累計) ⇒ 1,032ha(平成16(2004)～令和12(2030)年度 累計)
担い手への農地利用集積率	59%(令和6(2024)年度) ⇒ 75%(令和12(2030)年度)
1－5	野生鳥獣被害等に伴う死傷者の発生
	<p>【鳥獣被害対策の強化】(6, 9, 11, 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ対策本部を設置し、全庁的な警戒体制をとるとともに、自治会、獵友会、警察署、保健所等と連携を図りながら、複数媒体による出没情報の発信や被害予防の注意喚起、情報共有による効率的な捕獲や駆除、追い払い等に取り組みます。 人的被害の危険が高い鳥獣の出没に備え、対応マニュアルを整備し、必要に応じて改定します。 「魚沼市鳥獣被害防止計画」に基づき、野生鳥獣出没情報に応じて、魚沼市鳥獣被害対策実施隊による巡回や、罠又は銃による捕獲を行います。
1－6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
	<p>【市民への情報伝達体制の強化】(4, 9, 13, 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との連携を密にし、情報収集体制の整備を進めるとともに、防災行政無線と相互に補完しあう緊急告知ラジオや SNS 等による配信、各種防災アプリなど様々な手法による情報発信に努めます。併せて発災時における市民自らの情報収集の重要性を啓発します。 LINE やその他 SNS 等を活用した情報伝達の手段を増やし、市民が情報を得られる方法を増やします。 避難情報の伝達方法について、SNS 等の様々なツールを活用するほか、避難情報をわかりやすい日本語で表示するなど、障がいのある人だけでなく、外国人や子どもなどでも理解しやすい情報の発信に努めます。 迅速な情報収集に努め、的確な情報発信に向けて関係機関との連携強化に努めます。 <p>【地域防災活動・防災教育の推進】(1, 9, 10, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市補助事業により、自助・共助の意識醸成を図り、自主防災組織活動の活性化を推進します。 行政と自治会等における情報伝達手段の確保に向け、自治会においては集会施設の発電機等電気設備の点検、個人においては携帯電話や防災ラジオ等の機器類の動作確認や充電器具を車両等に備えるなど、有事の際に行政・自治会・市民がスムーズに情報伝達できるよう啓発活動を行います。 国民保護計画に基づき、消防団の役割等の教育を推進します。 消防団装備計画に基づき、無線機の計画的な整備を推進します。

目標2．救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2－1	医療施設及び医師・看護師等の被災・絶対的不足による医療等機能の麻痺
	<p>【被災時の医療体制の整備等】(3, 9, 10, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 陸上自衛隊及び日本赤十字社へ医師等の派遣要請を行い、医療等機能が継続して行えるような体制づくりの整備を推進します。 ● 災害時に増加する医療需要に対応するため、市立小出病院の人材を確保するとともに、保健所、医師会及び近隣の医療機関との連携強化を図ります。 ● 災害時においても、必要な医療資機材を確保するため、関係各所との連携を強化し、計画的な備蓄を進めます。 ● 魚沼圏域以外の医療機関との連携を推進します。 ● 非常時における福祉施設の相互利用が可能となるように、異なる運営主体が協定関係等を結ぶことができるような働きかけを行う。
■ 主な目標指標	
市立小出病院の常勤医師数	7人(令和6(2024)年度) ⇒ 9人(令和12(2030)年度)
2－2	避難所等が適切に運営できず避難所等の安全確保ができない事態
	<p>【避難所の適切な運営】(1, 9, 10, 13, 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハザードマップやホームページ、地理情報システム等により指定避難所・福祉避難所等の位置、名称、対応可能な災害種別等の周知を行います。 ● 避難所運営に必要な備品や消耗品等の備蓄を行うとともに、「避難所設置・運営マニュアル」に基づき、適切な避難所運営に努めます。 ● 大規模災害時におけるスムーズな受援体制が図れるよう関係課、関係機関等と連携を図りながら「受援計画」の策定を進めます。 ● 学校施設で避難所となっている施設において非構造部材の耐震対策を推進します。 ● 要配慮者や女性等の視点に配慮した避難所づくりのため、「避難所設置・運営マニュアル」について、避難者のニーズを把握し、必要に応じて隨時改訂を行います。 ● 平時から、ストレスに対処する方法や相談先を周知するとともに、身近な人の変化に気づき支援できる人材の育成に取り組みます。
■ 主な目標指標	
自殺危機初期介入スキルワークショップ受講者数	199人(令和6(2024)年度 累計) ⇒ 250人(令和12(2030)年度 累計)

2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	<p>【物資供給体制の整備】(3, 9, 11, 13)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物資の確保については、有事の際にスムーズに機能するよう、災害協定を締結している各関係機関とのより一層の連携強化に努めます。 ● 「魚沼市地域防災計画」に基づく適正な備蓄量を確保するとともに、各避難所での分散備蓄や各地域における備蓄拠点施設について調整を図ります。 ● 要配慮者用の食料については、関係課等と連携しアレルギー対応食の充実を図りながら、適正な備蓄量の確保に努めます。 ● 家庭や事業所、病院等におけるローリングストック法による食料備蓄の重要性について周知を強化します。 ● 福祉施設や事業所において、普段から備蓄食材のローリングストックを推進するとともに、災害備蓄の重要性について普及啓発を図ります。 ● 高齢者に食料・物資が供給できるように関係課等と連携しながら検討を進めます。 ● 介護施設に食料・物資が不足した際の支援体制・情報提供体制について関係課等と連携しながら検討を進めます。 <p>【電力・燃料等の確保対策の推進】(1, 9, 11, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害協定を締結している事業者との連絡体制を密にし、災害発生時における優先的な協力体制の構築を図ります。 ● 適切に庁舎管理を行い、非常用発電機の維持に努め、備蓄可能なエネルギーの計画的な整備を推進します。 ● 介護施設、社会福祉施設、障がい者福祉施設等について、サービス提供に必要最低限の電源等を確保するため、非常用発電機や備蓄可能なエネルギー設備の整備を推進します。

2－4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	<p>【被災時の感染症等の対策、衛生面の確保】(3, 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症用資機材の備蓄計画数を下回らないよう消費しながら、更新し、適切な備蓄を推進します。 ● 令和5年4月に策定した「救急隊員等の感染防止マニュアル」に基づき感染対策を実施し、医療機関との連携を推進します。 ● 保健所及び関係課等と連携しながら、要援護高齢者への適切な対応を推進します。 ● 介護事業所が利用者への対応が適切に行えるよう、情報収集・情報提供の体制整備について推進します。 ● 感染症のまん延を予防するため、予防接種の促進と予防のための知識の普及に努めるとともに、流行している感染症に関する正しい情報と予防方法を発信します。 ● 感染症、新型病原体等の流行による罹患者の増加に備え、保健所及び近隣医療機関と連携して、症状に応じた効率的な入院体制について平時から検討を行います。 ● 豪雨や河川の氾濫により住まいに影響が及んだ場合に備え、予め消毒剤等の取扱店や在庫数を把握するとともに、災害発生時における優先的な供給など協力関係を構築します。

目標3．必要不可欠な行政機能は確保する	
3－1	庁舎及び職員の被災により行政機能が低下する事態
	<p>【行政の業務継続体制の整備】(1, 13, 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市業務継続計画(BCP)を策定し、災害時においても、業務継続のための資源の確保、体制構築のための取組を推進します。 ● 業務継続計画(BCP)に基づき、有事を想定した訓練を推進します。 ● 災害が収まった後の被災家屋調査及び被災証明の発行等が円滑に行われるよう、被災者支援システムの操作研修等を行い、準備体制の強化を図ります。

目標4．経済活動を機能不全に陥らせない	
4－1	有害物質の大規模拡散・流出
	<p>【有害物質・危険物の拡散、流出対策の強化】(8, 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有害物質等の流出に備え、吸着マットや吸着用の珪藻土材などの機材を確保するとともに、県環境センター、関係課及び河川管理者と連携し、汚染被害を最小限に抑えるよう対策を講じます。 ● 危険物取扱事業者に適切な指導を行い、法律厳守、安全策の徹底を推進します。

4－2	農林水産業・商工業の生産力が低下する事態
	<p>【事業者における事業継続体制確保の促進】(6, 9, 11, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内企業の協力体制が整備されるよう業界団体等に対する支援を推進します。 ● 市内企業の業務継続体制を強化するため、企業の事業継続計画(BCP)策定の推進に向け、企業に対する普及啓発を図ります。 ● 商工業の被災状況を速やかに把握し、被災した商工業者の早期復旧を図るため、被災状況に即した支援策を講じられるよう、関係機関等と連携した支援体制の整備を推進します。 ● 農林水産業者に対し、災害時や災害後の支援体制の整備を図ります。 ● 農業経営や農産物の安定供給に影響を及ぼすおそれがあるため、国県の補助事業制度を活用し、県やJA等の協力を得ながら計画的に技術・経営力向上を図ります。 ● 大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、県と協力し多数の死亡家畜死体処理措置体制の整備を図ります。 ● 農林業用施設の点検・診断等を行い、耐震化や長寿命化対策などを推進します。
4－3	風評被害による観光業等への影響
	<p>【来訪者への早期の情報発信】(4, 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平時より観光資源を磨き上げるとともに、迅速かつ広域的な情報発信により、早期の観光経済の回復を図ります。

目標5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
5－1	防災行政無線施設の長期停止により災害情報が伝達できない事態
	<p>【市民への情報伝達体制の強化】(1, 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関等との連携を密にし、情報収集体制の整備を進めるとともに、防災行政無線と相互に補完しあう緊急告知ラジオやSNS等による配信、各種防災アプリなど様々な手法による情報発信に努めます。
5－2	都市ガス・上下水道の供給・機能停止が長期化する事態
	<p>【都市ガス施設の耐震化、危機管理体制の整備】(2, 9, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な応急復旧を図るため、災害時における業務継続計画(BCP)を策定し、資機材を確保するとともに関係団体との連携を進めます。 ● ガス管の老朽化状況を調査した上で布設替えを行うことにより耐震化を進めます。

	<p>【水道施設の耐震化・耐水化、危機管理体制の整備】(2, 9, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設(管路を含む)の老朽化状況を調査した上で改築更新や布設替えを行うことにより耐震化、耐水化を進めます。 ● 水道給水機能の早期回復を図るため、配水管網のループ化の整備による多重化を推進します。 ● 水道の取水・浄水機能の継続ができるよう非常用電源設備の計画的な更新を行います。 ● 上水道を使用しない防火水槽等の計画的な整備を推進します。 ● 迅速な応急復旧を図るため、災害時における業務継続計画(BCP)を策定し、関係団体との連携を進めます。 <p>【下水道施設の耐震化・耐水化、危機管理体制の整備】(2, 9, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設(管路、マンホールを含む)の老朽化状況を調査した上で改築更新や布設替えを行うことにより耐震化、耐水化を進めるとともに、下水道区域外における合併浄化槽の適切な整備を推進します。 ● 下水道施設の汚水処理の継続ができるよう非常用電源設備の計画的な更新を行います。 ● 迅速な応急復旧を図るため、災害時における業務継続計画(BCP)を策定し、関係団体との連携を進めます。 【再掲】
■ 主な目標指標	
老朽水道管の布設替延長	11,999m(令和2(2020)～令和6(2024)年度 累計) ⇒ 10,000m(令和8(2026)～令和12(2030)年度 累計)
5－3	重要な交通ネットワークが分断・閉塞する事態
	<p>【災害に強い交通ネットワークの形成】(5, 9, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路交通網の形成を効果的に進めます。 【再掲】 ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。 【再掲】 ● インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進めます。 【再掲】 ● 平時から関係機関と道路状況の情報共有を図り、机上だけでなく実車両等で道路状況の確認を推進します。 <p>【国・県等との継続的な連携】(5, 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国、県等との連携を密にし、道路機能の停止が短期間となるよう情報収集を行います。

目標6．社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	
6-1	<p>人口流出・高齢化による労働力の低下、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>【災害時の人材確保に関する連携強化】(1, 9, 11, 13)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から災害協定を締結している自治体や事業者との連絡体制を密にするとともに、大規模災害時におけるスムーズな受援体制が図れるよう関係課、関係機関等と連携を図りながら「受援計画」の策定を進めます。 ● 魚沼市社会福祉協議会と締結した災害ボランティアセンターの設置、運営等に係る協定に基づき、災害ボランティアの円滑な受入れを行います。 <p>【自主防災組織の活動促進】(1, 9, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市補助事業により、自助・共助の防災意識の醸成を図り、地区防災計画策定の取組を促進します。 ● 市民のコミュニティ活動の一層の推進を図るため、魚沼市コミュニティ活動助成事業補助金を交付し、コミュニティ協議会が行う活動の支援を行うとともに、集落支援員を配置し地域課題解決に向けた活動の支援を行い、顔が見えるコミュニティづくりを目指します。 ● 正確な情報伝達の体制整備を進めるとともに、防犯意識向上に向けた取組を進めます。
6-2	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>【災害廃棄物の発生抑制・処理能力向上】(2, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の特定建築物において、耐震改修が未完了の建築物については、耐震化を進めるよう指導を行います。 ● 令和13年度の稼働開始に向け、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有する一般廃棄物処理施設の整備を進めます。 <p>【災害廃棄物の適正な管理】(7, 8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既に選定してある災害廃棄物仮置場のほか、災害の種類や発生時期に応じ仮置場として使用できる場所の検討を行います。 <p>【廃棄物処理体制の連携強化】(8, 9, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害協定等を締結している自治体及び事業者へ応援要請を行い、事態の収束に向けて推進を図ります。 ● 「魚沼市災害廃棄物処理計画」について、災害廃棄物仮置場の検討や、県内で廃棄物処理を行う自治体等と締結した相互応援に関する協定等を踏まえ、必要に応じて改定します。

6-3	<p>基幹インフラの損壊や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>【道路交通網の確保】(5, 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路交通網の形成を効果的に進めます。【再掲】 ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。【再掲】 ● インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進めます。【再掲】 <p>【住宅の確保】(2, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅建設、民間賃貸物件の借上げ、公営住宅の提供など、避難先の保全管理及び安心した住まいの提供が迅速になされるべく、必要な対策を図ります。 <p>【土地の調査、確定】(7, 13, 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査を計画的に進めるとともに、先進技術の活用による事業進捗の加速化を図ります。

第7章 計画の推進と見直し

1. 優先的に取り組む方策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた、より安全・安心な魚沼市の国土強靭化を推進するためには、優先的に取り組む方策を明確化して、重点的に取組を進める必要があります。

優先的に取り組む方策については、「①人命の保護」「②影響の大きさ」「③緊急度」の視点を勘案し設定します。

「①人命の保護」・・・人命への関連度合いの大きさ

「②影響の大きさ」・・・取組を行わない場合の大規模自然災害時における影響の大きさ

「③緊急度」・・・近年の自然災害(豪雨災害等)を踏まえた災害リスクの大きさ

優先的に取り組む方策を下表に整理します。

表. 優先的に取り組む方策

優先的に取り組む方策【対応リスクシナリオ】	視点
●建物等の耐震化・長寿命化等の推進【1-1】	①
●防火対策の推進・自主防災組織の育成【1-1】	①
●道路交通網の確保【1-1, 1-2, 1-3, 6-3】	①, ②
●河川改修等の治水対策の推進【1-2】	①, ③
●土砂災害警戒避難体制の整備【1-2】	①, ③
●森林整備の推進【1-2, 1-3, 1-4】	①, ②, ③
●消防活動体制の確保・装備等の充実【1-2】	①
●農業水利施設における防災・減災事業の推進【1-4】	③
●天然ダム対策【1-4】	③
●鳥獣被害対策の強化【1-5】	①
●市民への情報伝達体制の強化【1-6, 5-1】	①, ②, ③
●地域防災活動・防災教育の推進【1-6】	①, ③
●被災時の医療体制の整備等【2-1】	①
●避難所の適切な運営【2-2】	①
●物資供給体制の整備【2-3】	①
●電力・燃料等の確保対策の推進【2-3】	①
●被災時の感染症等の対策、衛生面の確保【2-4】	①

2. 計画の推進

本計画に掲げる推進方針に基づき、本市の各分野別計画を実施することにより、国土強靭化に向けた取組の推進を図ります。なお、分野別の具体的な事業計画は別に定めます。

3. P D C A サイクルによる施策の推進

強靭化に向けた計画の推進に当たっては、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証する、P D C A(Plan「計画」→ Do「実行」→ Check「評価」→ Action「改善」)サイクルに基づいて進めていくことで効果的な展開を図ります。

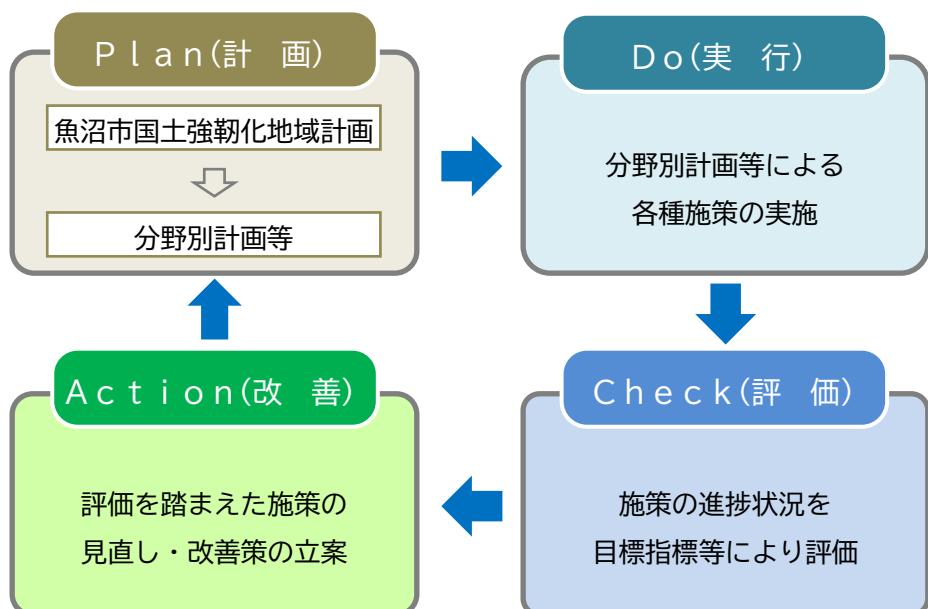


図. P D C A サイクルによる施策の推進イメージ

4. 推進体制

本計画に掲げる推進方針に基づき、全庁横断的な推進体制の下、計画を推進するとともに、国や県、近隣自治体、地域、各種団体、民間事業者等との連携を図ります。

5. 計画の見直し

本計画は、本市をとりまく社会・経済情勢の変化や、国や県などの国土強靭化に関する施策の進捗状況を考慮しつつ、国基本計画、**国中期計画**、県地域計画及び魚沼市総合計画との整合を図るため、適宜、見直しを行うものとします。

また、本市の強靭化に関し、各分野別計画の指針として位置づけられるものであることから、地域防災計画を始めとする各分野別計画の見直しに合わせ、必要な検討を行い、整合を図ります。

魚沼市国土強靭化地域計画

令和8年3月 改定
魚沼市総務政策部企画政策課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地
TEL 025-792-1425 FAX 025-792-9500
URL <https://www.city.uonuma.lg.jp/>

